

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和5年5月31日	
群馬県知事 あて	提出者 〒192-0046 住 所 東京都八王子市明神町3丁目20-6 八王子ファーストスクエア6F 氏 名 第一化成株式会社 代表取締役社長 中川 豊彦 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 042-644-6516
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	第一化成株式会社 群馬工場
事業場の所在地	群馬県邑楽郡邑楽町赤堀4116-3
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：プラスチック製品製造業（別掲を除く）
②事業の規模	不明（弊社の他事業所と連携して製品を製造、出荷しており、本事業場単独での売上高などが導出できないため）
③従業員数	74名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油 → 焼却・溶融 → 再資源化 引火性廃油 → 焼却・溶融 → 埋立

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	166 t	t
	(これまでに実施した取組) 製造現場からの廃液を最小限にするため、製造時に原材料を使いすぎることの無いよう教育している		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	300 t	t
	(今後実施する予定の取組) 生産数量が増加する見込みであり廃棄物の排出量も増加すると予想される。排出量を可能な限り抑えるために、現状と同様に従業員への教育を行う		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油について分別を行っている。他の産業廃棄物と混ざることの無いよう保管場所を分けて管理している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物については引火性廃油のみとなる予定である。他の廃棄物と混ざらないような管理を継続するとともに、危険物でもあるので作業時の取り扱いにも注意するよう教育している